

「ソフトテニス大会等の開催における感染拡大予防ガイドライン」の廃止について

2023年6月1日

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月8日に感染症法上の5類相当の取り扱い後、数週間が経ち、今後更に各種規制が緩和される方向で改訂されて行くことが予想されます。

そのため「ソフトテニス大会等の開催における感染症防止のためのガイドライン」は、2023年6月1日以降廃止とし、大会主催者や参加者は、厚生労働省、各地の自治体などの示す一般的な感染防止のガイドラインに則って行動することとしてください。

なお、再度パンデミックが起こった場合やコロナ以外の感染症が流行した場合等において、一定の基準で行動することが望ましいと考えられる場合には、再度ガイドラインを発表させていただくこともありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

以上

【参考】

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」

<基本的感染対策と今後の考え方>

1. マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。

一定の場合にはマスク着用を推奨

2. 手洗い等の手指衛生・換気

新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効

3. 「三つの密」の回避・「人と人との距離の確保」

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）